◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１１５号(H23. 10. 7)◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（９月３０日～１０月６日分）
（１）乗合バスが高速道路でトラックに追突した事故
（２）乗合バスが交差点で乗用車と衝突した事故
（３）タクシー運転者が救護義務違反の疑いで逮捕
（４）タクシーなどが多重衝突した事故
（５）タクシーが横断歩道上の歩行者を撥ねた事故
（６）タクシーが歩行者を撥ねた事故
（７）トラック運転者が酒気帯び運転で逮捕
２．平成２３年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を実施します。（再周知）
３．９月及び１０月は、「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。（再周知）

◇◇◇

９月３０日（金）午後４時４５分頃、静岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客４名を乗せて運行中、信号のある交差点を通過しようとしたところ、左から当該交差点に進入してきた乗用車と衝突した。当該交差点停止信号を無視し左から進入してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該バスの乗客１名（女性、３８歳）が左足くるぶし骨折の重傷を負った。

事故現場は、片側一車線の平坦な直線道路で、事故当時、当該乗用車は赤信号を無視して当該交差点に進入したため、当該バスの左側面に衝突した模様。

（３）タクシー運転者が救護義務違反の疑いで逮捕

９月１１日（日）午前０時５５分頃、鹿児島県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路を横断していた歩行者を撥ね、そのまま走り去った。

この事故により、撥ねられた歩行者が、左足及び右腕を骨折する重傷を負った。

事故後、当該タクシーの運転者は、当該事故の約１５分後に営業所に帰庫し、終業点呼を受けていたが、当該タクシーの運転者から報告がなく、当該タクシーの外観上に破損等なかったため、事業者は当該事故の発生に気付かなかったが、９月３０日に当該タクシーの運転者が道路交通法違反（救護義務違反）の疑いで逮捕されたことから、事故発生の事実を把握した模様。

（４）タクシーなどが多重衝突した事故

９月３０日（金）午前３時５分頃、東京都の高速道路（片側三車線）において、都内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、自家用トラックに追突され右側車線に停車していたところ、後続の乗用車が当該タクシーに衝突し、当該タクシーは中央車線に押し出された。

この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。

この事故の直後、左側車線を走行してきた千葉県のトレーラが左側車線に停車していた当該自家用トラックを避けるために中央車線に車線変更し、当該タクシーと衝突した。

なお、追突した乗用車の運転者は、運転していた当該乗用車を残して、別の車両に乗って逃走した模様で、当該乗用車には盗難車のナンバープレートが付けられていた模様。

（５）タクシーが横断歩道上の歩行者を撥ねた事故

１０月４日（火）午前９時４０分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、信号機のない交差点を右折する際、対向から横断歩道を横断していた歩行者（女性、８６歳）に気付かずに撥ねた。

この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。当該タクシーの乗客に負傷はなし。

事故当時、当該タクシーは、道を間違えたため当該交差点を右折をした模様。
なお、ドライブレコーダの映像では、右折時に横断歩道手前で一旦停止など安全確認をすることなく進行していた模様。

（６）タクシーが歩行者を撥ねた事故
１０月４日（火）午後７時５０分頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、信号機のない丁字路交差点を直進しようとしたところ、道路左側より飛び出して来た歩行者を撥ねた。
この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。
なお、事故現場付近の歩道には、撥ねられた歩行者のものと見られる財布、履物が置いてあった模様。
また、当該タクシーには、ドライブレコーダが装着されていたが、現在警察に押収されている模様。

（７）トラック運転者が酒気帯び運転で逮捕
９月３０日（金）午前１時頃、埼玉県において、茨城県に営業所を置くトラックが片側一車線の道路を走行中、道路工事中の男性に接触した。
この事故により、当該男性が軽傷を負った。
事故後、現場に駆けつけた警察官が、当該トラックの運転者の呼気を測定したところ、呼気１リットル当たり０．４ミリグラムのアルコールが検出されたため、当該トラックの運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）で逮捕された。
なお、当該トラックの運転者は、９月２９日の午後１時に乗務を終了し、乗務後点呼を受けて帰宅、その後、同日午後７時３０分に営業所に出勤したが運行管理者が不在であったため、乗務前点呼を受けずに出庫した模様。

◇◇◇

９時～１６時
※受付終了時刻の直前は混雑が予想されますのでご注意ください。
※申請期間中に申請総額が予算額に達した場合には、申請期間中であっても申請受付を終了いたします。
〇申請受付方法：申請受付場所への申請書類持ち込み（郵送不可）

詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000061.html)

◇◇◇

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆